一　保安林の所在場所　大分県佐伯市弥生大字細田字細田河内一三四六の一・直川大字上直見字タツイシ一三七・一三八・字ハイトコ一三九から一四一まで（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、一四六、直川大字横川字上井取三〇〇四、三〇〇五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県庁及び佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年十月十五日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　解除に係る保安林の所在場所　大分県日田市大山町西大山字広瀬ノ上二五六三の六、二五六三の七（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を大分県庁及び日田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千七十七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第十条第一項の規定により、次に掲げる地すべり防止区域における地すべり防止工事は、この告示の日から国土交通大臣が施行することとしたので、同条第三項の規定に基づき告示する。

一　平成二十一年国土交通省告示第八百十一号で追加指定した石川県甚之助谷地すべり防止区域

平成二十一年十月十五日

国土交通大臣　前原　誠司

○海上保安庁告示第二百七十三号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	秋穂漁港大海防波堤灯台
位置	
所在地	山口県山口市（秋穂漁港大海防波堤外端）
北緯	三四―〇一―五一
東経	一三一―二八―〇九
変更した事項	
灯質	単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度	実効光度二五カンデラ
光達距離	三・五海里
高さ	地上から構造物の頂部まで七・八メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日	平成二十一年八月十一日

○海上保安庁告示第二百七十四号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	横須賀港平成三号防波堤灯台
位置	
所在地	神奈川県横須賀港第五区（平成三号防波堤外端）
北緯	三五―一六―二九
東経	一三九―四一―一四
変更した事項	
光度	五九〇カンデラ
光達距離	八・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・九メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日	平成二十一年八月十二日

○海上保安庁告示第二百七十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	久里浜内防波堤灯台
位置	
所在地	神奈川県横須賀港（久里浜内防波堤外端）
北緯	三五―一三―一九
東経	一三九―四三―一二
変更した事項	
光度	五九〇カンデラ
光達距離	八・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・九メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル
変更年月日	平成二十一年八月十三日

○海上保安庁告示第二百七十六号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	間口港灯台
位置	
所在地	神奈川県三浦市（剱埼灯台の北東方約二一〇メートル）
北緯	三五―〇八―三四
東経	一三九―四〇―四一
変更した事項	
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・八メートル　平均水面上から灯火まで一一メートル
変更年月日	平成二十一年八月十七日
名称	松浜港防波堤灯台
位置	
所在地	新潟県新潟市（松浜港防波堤外端）
北緯	三七―五七―二〇
東経	一三九―〇八―一三
変更した事項	
位置	新潟県新潟市（松浜港防波堤外端）
北緯	三七―五七―二三
東経	一三九―〇八―〇九
記事	補正

○海上保安庁告示第二百七十七号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十一年十月十五日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称	室津港昭和町防波堤灯台
位置	
所在地	山口県室津港（昭和町防波堤外端）
北緯	三三―五〇―二〇
東経	一三二―〇六―五七
変更した事項	
灯質	単閃緑光　毎三秒に一閃光
光度	実効光度七八カンデラ
光達距離	五・〇海里
高さ	地上から構造物の頂部まで九・四メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日	平成二十一年八月十八日

○環境省告示第三十七号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の二の規定に基づき、環境大臣が定める一般廃棄物の一部を改正する件（平成十三年十月環境省告示第五十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十一年十月十五日

環境大臣　小沢　鋭仁

附則中「八年」を「十年」に改める。

○環境省告示第三十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第六条の三第二項第二十一号（同令第十二条の十二の三において準用する場合を含む。）、第六条の四第十号、第六条の五第十一号、第十二条の十二の四第十号及び第十二条の十二の五第十一号の規定に基づき、廃肉骨粉に係る再生利用の認定の申請書に添付する書類及び図面並びに再生利用の内容等の基準（平成十三年十月環境省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十一年十月十五日

環境大臣　小沢　鋭仁

附則中「八年」を「十年」に改める。

○環境省告示第三十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第十二条の十二の二の規定に基づき、環境大臣が定める産業廃棄物の一部を改正する件（平成十六年六月環境省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十一年十月十五日

環境大臣　小沢　鋭仁

附則中「五年六月」を「七年六月」に改める。